

鳥取県告示第741号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名 称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
鳥取市賀露町北四丁目24-14 小林 博 鳥取市賀露町北四丁目33-15 廣岩 栄一	鳥取中央加入区	鳥取県漁業協同組合	鳥取市賀露町西四丁目1806 鳥取県漁業協同組合本所	平成24年11月2日から同月16日まで